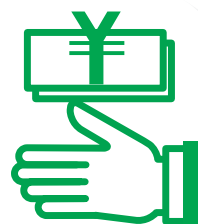


損害保険を契約いただいている皆さまへ

保険金の請求から 受け取りまでの手引



この手引は、損害保険をご契約いただいている皆さまが、万一の事故に遭われたときに、保険金をお受け取りいただくにあたり、知っておいていただきたい基本的なことをまとめたものです。

保険金のご請求手続きの際にご利用ください。

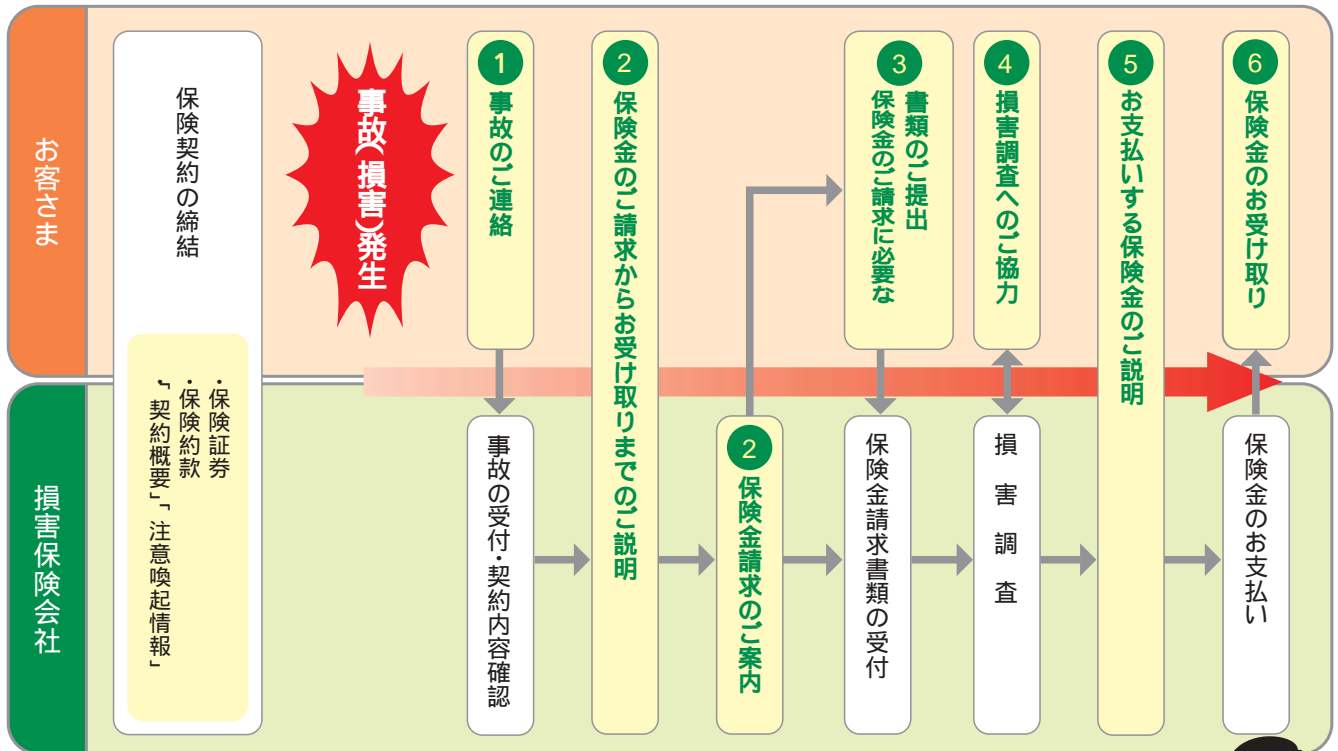
なお、損害保険会社では、保険金のお支払いにあたり、「事故の発生状況」や「損害の状況」などについて正確に把握するための各種の調査を行うことがあります。ご契約の損害保険会社から、調査へのご協力をお願いがありましたら、ご理解のうえご協力をお願いいたします。

ご不明な点は、ご契約の損害保険会社に必ずご相談ください。

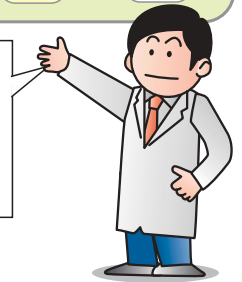
この手引は、社団法人日本損害保険協会のホームページ
(<http://www.sonpo.or.jp/>)でもご覧いただくことができます。

I 事故のご連絡から保険金のお受け取りまでの流れ

事故のご連絡をいただいてから、保険金のお受け取りまでの一般的な流れです。万一の事故により保険金をご請求される
ときに、参考にしてください。ご不明な点は損害保険会社に必ずご相談ください。



交通事故や盗難、火災などの事故が発生した場合には、損害保険会社へのご連絡の前に、ケガ人の救護などを行い、警察署や消防署などの公的機関に事故の届出を行ってください。保険金のご請求の際に事故の証明書が必要となる場合があります。(特に、交通事故における人身事故の場合には、「人身事故」として警察署に届出を行ってください。)



1 事故のご連絡

事故が発生した場合には、できるだけ早くご契約の損害保険会社または取扱代理店にご一報ください。**保険金のご請求は、お客さまの事故のご連絡から始まります。**(事故のご連絡先は保険証券や各損害保険会社のホームページなどでご確認ください。)

▶**ご注意:** 事故のご連絡が遅れると、保険金が支払われない場合があります。

損害保険会社では、お客さまからの事故のご連絡を受け付け後、ご契約内容の確認を行います。

*ワンポイントアドバイス

お手元に保険証券をご用意いただくと、スムーズにご連絡いただけます。

【ご連絡いただく内容】

証券番号、契約者名、被保険者名 事故の概要(日時・場所、事故の状況、ケガや損害の状況)
自動車の登録番号、相手側の住所・氏名(自動車事故の場合) お客さまの連絡先 など

保険証券を紛失などしてお手元がない場合は、ご契約の損害保険会社にご相談ください。

2 保険金のご請求からお受け取りまでのご説明と保険金請求のご案内

損害保険会社から、事故の内容などに応じて次の事項などについて説明があります。

- 保険金のお受け取りまでの流れ
- ご契約の保険で補償される内容(お受け取りになれる保険金など)
- ご契約の保険では補償されない場合にはその理由
- (損害賠償事故の場合)一般的な賠償責任の範囲や示談交渉

損害保険会社から、お客さまにご記入いただく保険金請求書と保険金のご請求に必要な書類について案内があります。

3 保険金のご請求に必要な書類のご提出

保険金のご請求に必要な書類をお取り揃えのうえ、損害保険会社にご提出ください。

お客さまより保険金請求書の提出がない場合には、ご契約の損害保険会社からご請求の意思確認が行われる場合があります。

*ワンポイントアドバイス

保険金のご請求に必要な書類には、例えば以下のようなものがあります。

保険金請求書(各損害保険会社所定)

事故を証明する書類：交通事故証明書(自動車安全運転センター発行)

罹災証明書(消防署または市区町村発行)

ケガ・病気の症状、入院・通院の確認書類：医師の診断書・診療報酬明細書

修理費用を確認する書類：修理見積書

相手との責任内容を明確化する書類：示談書・損害賠償に関する承諾書

4 損害調査へのご協力

損害保険会社は、適切な保険金のお支払いのために、事故の状況や損害の状況、治療の経過などについて確認のための調査を行いますので、ご協力ください。

調査は、損害保険会社が専門の調査会社に委託して行うことがあります。

お客さまがケガをされた場合、お客さまの同意を得たうえで、損害保険会社は医療機関に治療内容などを照会することがあります。

? よくあるご質問

Q 「アジャスター」や「損害保険登録鑑定人」が損害調査を行うことがあると聞きましたが、損害保険会社とはどのような関係にあるのですか。

A 「アジャスター」とは、損害保険会社から委嘱を受け、自動車の物損事故による損害額や事故の原因・状況などを調査する専門家です。また、「損害保険登録鑑定人」とは、損害保険会社から委嘱を受け、火災保険などの契約に係る建物や動産の保険価額の算出、損害額の鑑定、事故の原因・状況調査などを行う専門家です。どちらも、日本損害保険協会が実施する認定試験に合格し、同協会に登録されています。安心して調査にご協力ください。

5 お支払いする保険金のご説明

損害保険会社から、調査の結果とご契約内容に基づきお支払いする保険金について説明がありますので、ご確認ください。

▶ご注意: 保険の種類によっては、損害に対する補償に加えて、その損害に伴う諸費用に対して保険金が支払われるものがあります。(「**④費用保険金について**」をご参照ください。)

事故の内容によっては、保険金が支払われない場合があります。このような場合には、損害保険会社から、その理由について保険約款や損害調査の結果などに基づき説明がありますので、ご確認ください。

6 保険金のお受け取り

損害保険会社から、保険金をお受け取りになる方のご指定の口座に保険金をお支払いいたします。

保険金のお支払いにあたっては、損害保険会社から書面などでお支払額などの案内がありますので、ご確認ください。

II 保険金のご請求にあたり保険の種類ごとに知っておい



1 くるまの保険

(自動車損害賠償責任保険〔自賠責保険〕・自動車保険)

このようなとき	この保険から支払われます	
他人を死亡させたり、ケガをさせたとき	自賠責保険	
上記の場合で、賠償額が自賠責保険で支払われる額を超えたとき	対人賠償保険	自動車保険
他人の車やモノに損害を与えたとき	対物賠償保険	
自分や同乗者が死亡したり、ケガをしたとき	人身傷害補償保険 搭乗者傷害保険	
自分の車に損害が生じたとき	車両保険	

示談交渉サービス(対人賠償保険・対物賠償保険)について

一般的には、お客さまのお申し出がありかつ相手(被害者)の同意があれば、示談交渉から事故の解決までを損害保険会社が行います。(「示談交渉サービス」といいます。)

(注) お客さまが被害者で責任がない場合は、相手(加害者)からの賠償金の受け取りに関する示談交渉はできません。また、ご契約によっては示談交渉サービスがない場合がありますので、ご契約の損害保険会社にご確認ください。

示談の交渉経過については、損害保険会社から連絡が行われます。

*ワンポイントアドバイス

損害保険会社が示談交渉サービスを行う場合でも、円満な解決のためには、契約者(加害者)が被害者に対して、お見舞い、おわび、死亡事故の場合には葬儀への参列など、できる限り誠意をつくすことが大切です。

人身事故の場合、自動車保険を契約している損害保険会社は、自動車保険と自賠責保険を一括してお支払いすることがあり(「一括払」といいます。)、この場合、自賠責保険の会社と自動車保険の会社のそれぞれに請求することなく、まとめて請求することができます。

ご自身で相手方と示談などをされる場合やお車を修理される場合は、必ず事前に損害保険会社にご相談のうえ、確認を得てください。事前の確認がない場合には、保険金が支払われないことがあります。



よくあるご質問

Q1 自賠責保険では、他人の自動車などに対する損害は補償されないのでしょうか。

A1 自賠責保険は、他人の身体への損害に対する賠償のみ補償の対象となります。

Q2 自動車保険では自己負担分があると聞きましたが、どのようなものですか。

A2 車両保険などのご契約において、あらかじめ「免責金額」を設定されている場合には、免責金額部分はお客さまの自己負担になります。たとえば、車両保険金額が50万円、車両免責金額5万円でご契約されている場合は、車両の修理費用が30万円の場合、25万円が車両保険金として支払われ、5万円がお客さまの自己負担となります。

Q3 過失割合はどのようにして決まるのですか。

A3 交通事故はさまざまで責任割合も個別・具体的に決定されますので、損害保険会社において事故状況を確認し、過去の裁判例などを踏まえて検討を行い、お客さまと打合せさせていただくこととなります。最終的な過失割合は、事故の当事者(お客さまと相手)の合意に基づき決定することとなります。

Q4 事故を起こすと翌年の保険料が高くなるのですか。

A4 事故を起こして保険を利用すると、翌年の保険料は通常、高くなります。自動車保険では、事故の内容や回数に応じて、契約者ごとに等級が設定され、この等級により保険料が割引きまたは割増しされる制度があります。

Q5 「むちうち症」の治療について教えてください。

A5 いわゆる「むちうち症」には個人差があり、一概には言えません。一般的に症状の回復、改善が治療によって期待できるかどうかについて、事故状況や治療状況、医師の意見を十分に確認することとなります。損害保険会社と十分な話し合いを行ってください。



2 住まいの保険

(火災保険・地震保険)

このようなときに	この保険から支払われます
火災によって建物や家財に損害が生じたとき 台風などによる風災や水害によって建物や家財に一定(額)以上の損害が生じたとき 給排水設備に生じた事故によって建物や家財に水濡れ損害が生じたとき 現金や預金通帳などが盗難に遭い損害が生じたとき	火災保険
地震などによって建物や家財に損害が生じたとき	地震保険

火災保険では、地震、噴火、津波を原因として建物や家財に生じた損害については、保険金が支払われません。このような損害は、地震保険で保険金お支払いの対象となります。

火災保険の補償範囲は、保険の内容やセットされる特約によっても異なります。例えば、水災や水濡れ、盗難による損害を補償するもの(住宅総合保険など)としないもの(住宅火災保険など)があります。

ただし、これらの損害に対しては、損害額が一定以上の場合に補償されたり、支払われる保険金に限度額が設定されていたりする場合があります。

保険金ご請求の際には、補償の範囲や内容について、ご契約の損害保険会社にご確認ください。

一般的な火災保険では、一定額を超える貴金属、宝石、美術品などについては、ご契約時に保険申込書に明記した場合に限り保険金お支払いの対象となります。

建物や家財の修理を行う場合には、必ず事前に損害保険会社にご相談のうえ、確認を得てください。



よくあるご質問



Q 地震保険では、なぜ実際の損害額が補償されないのですか。



A 地震は、いつどこで発生するか予測できず、発生した場合の被害は広域にわたり、大規模な地震災害では損害額も巨額となることから、地震保険制度は、「地震保険に関する法律」に基づき運営され、補償内容も限られたものとなっています。なお、大規模な地震災害でも円滑に保険金のお支払いができるよう、国がバックアップ(再保険)しています。



3 からだの保険

(傷害保険・海外旅行傷害保険・医療保険を例にしています。)

このようなときに	この保険から支払われます
ケガで入院や通院などをしたとき	傷害保険
海外旅行中に、 ・ケガや病気で医師による治療を受けたとき ・事故を起こして損害賠償責任を負ったとき ・携行品の盗難に遭ったとき ・ケガや病気で一定期間入院し日本から家族が救援に駆けつけたとき	海外旅行傷害保険
病气やケガで入院・手術をしたとき	医療保険

ご契約の際、保険申込書などで損害保険会社に申告いただく内容(医療保険における健康状態など)について、正確にお知らせいただかなかった場合や、ご契約後に生じた内容の変更についてお知らせいただかなかった場合には、保険金が支払われないことがあります。

傷害保険では、地震、噴火、津波によるケガやピッケルなど登山用具を使用する山岳登山やハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガなどについては、保険金が支払われません。



よくあるご質問



Q 実際に通院した日数分の保険金が支払われないことがあるのはなぜですか。









A 傷害保険で入院保険金や通院保険金が支払われる条件は、保険金支払の対象になるケガを直接の原因とすること、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、医師の治療・指示を受けていることが必要です。したがって、平常の業務に従事することが可能な程度、または平常の生活に支障がない程度にケガが治るまでの通院日数分に対して保険金が支払われます。

Ⅳ 費用保険金（損害に伴う諸費用に対して支払われる保険金）について

損害保険は偶然な事故による損害に対して保険金が支払われるものですが、保険の種類によっては、損害に対する補償に加えて、その損害に伴う諸費用に対して保険金（費用保険金）が支払われるものがあります。

代表的な「費用保険金」には、次のようなものがありますが、損害保険会社やご契約内容によって名称や概要が異なる場合がありますので、保険金のご請求の際に、ご契約の損害保険会社にご確認ください。

損害に対して保険金が支払われる保険		損害に伴う諸費用に対して支払われる保険金	支払われる場合
 自動車保険	 対人賠償保険	臨時費用保険金	事故の被害者の方が一定日以上入院または亡くなった場合に、対人賠償保険の被保険者が臨時に必要となる費用が支払われます。
	 人身傷害補償保険	臨時費用保険金	人身傷害事故で被保険者が一定日以上入院または亡くなった場合に、臨時に必要となる費用が支払われます。
	 対物賠償保険	対物臨時費用保険金	対物賠償保険の被保険者が対物賠償事故により臨時に必要となる費用が支払われます。
	 車両保険	全損時諸費用保険金	車両全損時諸費用補償特約の補償対象となる自動車全損となった場合に、被保険者が臨時に必要となる費用に対してご契約の保険金額の一定割合が支払われます。（限度額があります。）
		修理時諸費用保険金	修理時諸費用保険金特約の補償対象となる自動車全損以外で損害額が一定額以上となった場合に、ご契約の保険金額の一定割合が支払われます。（限度額があります。）
		事故代車費用保険金	事故代車費用担保特約の補償対象となる自動車事故で、車両保険金が支払われる場合に、損害を受けた自動車を修理している期間または買い替えまでの期間について、費用保険金として支払われます。（限度日数があります。）
盗難代車等費用保険金		盗難に関する代車等費用担保特約の補償対象となる自動車盗難に遭った場合に、代車等費用保険金として支払われます。（限度日数があります。）	
 火災保険	臨時費用保険金	火災、落雷、風災などの事故により、損害保険金が支払われる場合に、損害保険金に加えて臨時に必要となる費用に対して損害保険金の一定割合が支払われます。（限度額があります。）	
	特別費用保険金	価額協定保険特約を付帯した場合で、火災、落雷、風災などの事故により、保険の目的が全損となった場合に、損害保険金に加えて損害保険金の一定割合が費用保険金として支払われます。（限度額があります。）	

（注）「被保険者」とは、保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

■ 関連して知っておいていただきたいこと

保険期間の途中で保険の対象が変わるなど、契約内容を変更する必要があるにもかかわらず、そのことをご契約の損害保険会社にご連絡いただかなかった場合には、保険金が支払われないことがあります。

例 車を買替えるとき など（[くるまの保険](#)） 建物を増改築するときや引越しをするとき など（[住まいの保険](#)）
職業を変更するとき など（[からだの保険](#)）

ご不明な点は損害保険会社に必ずご相談ください。

V 相談・苦情の受付窓口

日本損害保険協会加盟の各損害保険会社、日本損害保険協会の『そんがいほけん相談室』および『自動車保険請求相談センター』では、損害保険に関する相談および苦情を受け付けています。お気軽にご利用ください。

日本損害保険協会加盟の各損害保険会社 相談窓口……………(http://www.sonpo.or.jp/madoguchi/madoguchi_01.html)
 損害保険全般に関する相談および苦情を受け付けています。

日本損害保険協会 『そんがいほけん相談室』……………(http://www.sonpo.or.jp/madoguchi/madoguchi_02.html)
 損害保険全般に関する相談および苦情を受け付けています。

*受付時間 **本部**:月～金曜日(祝日・休日を除く) 午前9時～午後6時
支部:月～金曜日(祝日・休日を除く) 午前9時～12時、午後1時～5時

本部・支部	担当地域	電話番号
本部 (東京)	全国	0120-107808 03-3255-1306(携帯・PHSから)
北海道	北海道	011-231-3815
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	022-221-6466
静岡	静岡	054-252-1843
北陸	富山・石川・福井	076-221-1149
名古屋	岐阜・愛知・三重	052-971-1201
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・和歌山・奈良	06-6202-8761
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-247-4529
四国	徳島・香川・愛媛・高知	087-851-3344
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	092-771-9766
沖縄	沖縄	098-862-8363

(2006年12月現在)

日本損害保険協会 『自動車保険請求相談センター』……………(http://www.sonpo.or.jp/madoguchi/madoguchi_04.html)
 自賠責保険、自動車保険に関する相談および苦情を受け付けています。

*受付時間 月～金曜日(祝日・休日を除く) 午前9時～12時、午後1時～5時

センター	電話番号	センター	電話番号	センター	電話番号	センター	電話番号
札幌	011-290-1881	千葉	043-284-7955	四日市	059-353-5946	高松	087-821-0389
青森	017-722-1025	甲府	055-228-8335	大津	077-525-3954	徳島	088-622-5279
盛岡	019-651-4495	松本	0263-35-7790	京都	075-211-9601	松山	089-945-2335
秋田	018-823-5922	東京	03-3255-1377	大阪	06-6202-2640	高知	088-825-0318
仙台	022-223-9222	立川	042-525-9216	奈良	0742-35-1751	福岡	092-713-7318
山形	023-633-0589	横浜	045-323-6211	和歌山	073-431-6290	佐賀	0952-29-8768
福島	024-521-1295	静岡	054-252-3334	神戸	078-222-7220	長崎	095-824-2571
新潟	025-241-9515	富山	076-432-2294	鳥取	0857-24-4233	大分	097-536-5043
水戸	029-226-1693	金沢	076-232-0214	松江	0852-24-2165	熊本	096-324-8740
宇都宮	028-621-6463	福井	0776-22-3282	岡山	086-232-7020	宮崎	0985-28-1199
前橋	027-223-2316	名古屋	052-971-7161	広島	082-247-5003	鹿児島	099-252-3466
さいたま	048-854-9463	岐阜	058-252-7513	山口	083-925-0999	沖縄	098-868-8950

(2006年12月現在)

外国損害保険協会加盟の各損害保険会社における相談および苦情は外国損害保険協会にて受け付けています。

外国損害保険協会……………(<http://www.fnlia.gr.jp/>) 電話番号:03-5425-7854)
 *受付時間 月～金曜日(祝日・休日を除く) 午前9時～12時、午後1時～5時

日本損害保険協会の『そんがいほけん相談室』および『自動車保険請求相談センター』では、損害保険に関する苦情を受け付けた場合、損害保険会社へ解決に向けた対応を依頼します。

苦情を申し出られた方と損害保険会社との間で問題の解決に至らない場合に備えて、公平・中立な立場から調停を行うことを目的に、日本損害保険協会内に『損害保険調停委員会』を設けています。この他、『(財) 交通事故紛争処理センター』、『(財) 自賠責保険・共済紛争処理機構』などがあります。

詳しくは、日本損害保険協会の『そんがいほけん相談室』(本部) にお問い合わせください。

*電話番号:0120-107808、03-3255-1306(携帯・PHSから)

会員会社一覧 (2006年12月1日現在)

日本損害保険協会の会員会社は次の22社です。



くるまから離れるときは必ずキーを抜きドアをロックしましょう。イモビライザーは、とても効果的な盗難防止装置です。



あいおい損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL : 03-5424-0101
URL : <http://www.ioi-sonpo.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-5424-0101** (代表)

朝日火災海上保険株式会社

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7(住友不動産神田ビル)
TEL : 03-3294-2111
URL : <http://www.asahikasai.co.jp/>

お客様相談窓口 **0120-115-603** (お客様相談センター)

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL : 03-3504-0131
URL : <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

お客様相談窓口 **0120-719-250** (お客様相談室)

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 (AIビル)
TEL : 03-3237-1111
URL : <http://www.jihoken.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-3237-2111** (代表)

スミセイ損害保険株式会社

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 (住友生命四谷ビル)
TEL : 03-5360-6001
URL : <http://www.sumisei-sonpo.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-5360-6775** (お客様相談センター)

セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 (セコム損保ビル)
TEL : 03-5216-6111
URL : <http://www.secom-sonpo.co.jp/>

お客様相談窓口 **0120-333-962** (お客様相談室)

セゾン自動車火災保険株式会社

〒170-6068 東京都豊島区東池袋3-1-1 (サンシャイン60 40F)
TEL : 03-3988-2711
URL : <http://www.ins-saison.co.jp/>

お客様相談窓口 **0120-281-389** (お客様相談室)

ソニー損害保険株式会社

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 (アロマスクエア11F)
TEL : 03-5744-0300
URL : <http://www.sonysonpo.co.jp/>

お客様相談窓口 **0120-101-656** (お客様相談室)

株式会社損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 03-3349-3111
URL : <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-3349-3111** (大代表)

そんぽ24損害保険株式会社

〒170-6044 東京都豊島区東池袋3-1-1 (サンシャイン60 44F)
TEL : 03-5957-0111
URL : <http://www.sonpo24.co.jp/>

お客様相談窓口 **0120-999-111** (コールセンター)

大同火災海上保険株式会社

【本社】 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1-12-1
TEL : 098-867-1161
【東京支店】 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-2-7 (淡路町駅前ビル7F)
TEL : 03-3254-7517
URL : <http://www.daidokasai.co.jp/>

お客様相談窓口 **098-867-1063** (お客様相談センター)

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL : 03-3212-6211
URL : <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-3212-6211** (代表)

トーア再保険株式会社

〒101-8703 東京都千代田区神田駿河台3-6
TEL : 03-3253-3171
URL : <http://www.toare.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-3253-3171** (代表)

※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

日新火災海上保険株式会社

【東京本社】 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3
TEL : 03-3292-8000
【さいたま本社】 〒330-9311 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5
TEL : 048-834-2211
URL : <http://www.nissainfire.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-3292-8000** (代表)

ニッセイ同和損害保険株式会社

【本社】 〒530-8555 大阪府大阪市北区西天満4-15-10
TEL : 06-6363-1121
【東京本社】 〒104-8556 東京都中央区明石町8-1 (聖路加タワー)
TEL : 03-3542-5511
URL : <http://www.nissaydowa.co.jp/>

お客様相談窓口 **0120-95-0055** (カスタマーセンター)

日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL : 03-3593-3111
URL : <http://www.nipponkoa.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-3593-7730** (お客様相談室)

日本地震再保険株式会社

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1 (小舟町富士プラザ4F)
TEL : 03-3664-6074
URL : <http://www.nihonjishin.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-3664-6074** (管理部)

※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

日立キャピタル損害保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-1-4
TEL : 03-5276-1391
URL : <http://www.hitachi-ins.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-5276-5364** (お客様相談室)

富士火災海上保険株式会社

【本社】 〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11
TEL : 06-6271-2741
【東京本社】 〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL : 03-3542-3911
URL : <http://www.fujikasai.co.jp/>

お客様相談窓口 **06-6266-7823** (お客様相談室)

三井住友海上火災保険株式会社

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
TEL : 03-3297-1111
URL : <http://www.ms-ins.com/>

お客様相談窓口 **0120-632-277** (お客様デスク)

三井ダイレクト損害保険株式会社

〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3 (後楽国際ビルディング)
TEL : 03-5804-7711
URL : <http://www.mitsui-direct.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-5804-7711** (代表)

明治安田損害保険株式会社

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1
TEL : 03-3257-3111
URL : <http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

お客様相談窓口 **03-3257-3120** (お客さま相談室)

損害保険に関することはお気軽に、日本損害保険協会
そんがいまげん相談室の次の窓口、または会員会社へ
ご相談ください。

損害保険全般 **0120-107808**

携帯・PHSからは **03-3255-1306**

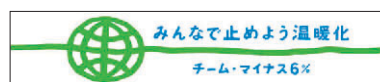
受付時間: 午前9時~午後6時【月~金曜日(祝日・休日を除く)】

社団法人 日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9 <http://www.sonpo.or.jp/>



かけがえない環境と安心を守るために
(社)日本損害保険協会はISO14001を認証取得しました。



古紙パルプ配合率100%
再生紙を使用しています。



印刷には大豆油インクを
使用しています。